

## 愛媛県土地家屋調査士会西条支部規則

承認年月日 昭和 5 9 年 6 月 1 1 日  
平成 4 年 4 月 1 4 日  
平成 1 6 年 5 月 7 日  
平成 2 0 年 4 月 9 日

(名称)

第 1 条 愛媛県土地家屋調査士会会則(以下「会則」という。)第 67 条の規定により、松山  
地方法務局西条支局区域内に設ける当支部の名称は、愛媛県土地家屋調査士会西条支部  
(以下「支部」という。)とする。

(目的)

第 2 条 支部は、会則第 68 条に定める事務及び支部の目的達成のため必要な事業を行う。

(事務所の所在)

第 3 条 支部は、事務所を支部長の所在地に置く。

(支部会員名簿)

第 4 条 支部は、入会届の副本を編綴して支部会員名簿を備えなければならない。

第 5 条 支部会員は、入会届に記載した事項に変更を生じたときは変更を生じた日から 15  
日以内に、その旨を支部長に報告しなければならない。

第 6 条 支部長は、前条の報告を受けたときは、会員名簿に所要の事項を記載しなければ  
ならない。

(支部役員)

第 7 条 支部に、次の支部役員を置く。

支 部 長 1 人  
副支部長 1 人以上  
理 事 3 人以上  
監 事 1 人以上

2. 監事は他の役員を兼ねることはできない。

3. 役員数は、理事会にて定める。

(支部役員の選任)

第 8 条 支部役員は、支部総会において支部会員の中から選任する。

2. 支部役員の選任方法は、別途定めるところによる。

(支部役員の任期)

第 9 条 会則第 32 条及び第 33 条の規定は、支部役員に準用する。

(支部役員の職務権限及び義務)

第 10 条 支部長は、支部を代表して支部の事務を行なう。

2. 副支部長は、支部長を補佐して支部の事務を行ない、支部長が欠員のとき、又は支部  
長に事故あるときはあらかじめ支部役員会の定めるところによりその職務を代理する。

3. 理事は、支部長及び副支部長を補佐して支部の事務を分掌し、支部長及び副支部長に事故あるときは、あらかじめ支部役員会の定めるところによりその職務を代理し、支部長及び副支部長が欠員のときは、その職務を行なう。

4. 監事は、次に掲げる職務を行なう。

① 支部の会計に関する監査

② 支部長、副支部長及び理事の業務執行の状況監査

5. 会則第 29 条第 5 項及び第 6 項の規定は、支部役員に準用する。

(支部役員会)

第 11 条 支部長は、支部の業務執行上必要であると認めるときは、支部役員会を招集することができる。

(支部総会と招集)

第 12 条 支部総会は定時総会と臨時総会の 2 種とする。

2. 支部長は、毎年 1 回定時総会を招集しなければならない。

3. 支部長は、必要があると認める場合には、臨時総会を招集することができる。

4. 支部長は、支部役員 10 分の 1 以上から、会議の目的である事項及び招集の理由を示した書面を提出して、支部総会招集の請求があったときは、1 月以内に支部総会を招集しなければならない。

5. 前項の請求があった後 3 週間内に支部総会の招集通知が発せられなかったときは、前項の請求者が支部総会を招集することができる。

(支部総会の議決事項)

第 13 条 次に掲げる事項は、支部総会の議決を経なければならない。

① 予算及び決算に関する事項

② 支部規則の制定及び変更に関する事項

③ 支部役員を選任及び解任に関する事項

④ その他支部運営に必要な事項

(議決権等)

第 14 条 会則第 43 条より第 47 条までの規定は、支部総会に準用する。ただし、この場合において会員とあるは、支部会員と読み替えるものとする。

(顧問、相談役)

第 15 条 支部長は、支部総会にはかつて、支部の顧問及び相談役を置くことができる。

2. 支部長は、顧問及び相談役に対し、支部の運営に関する事項について諮問し、又は助言を求めることができる。

3. 顧問及び相談役の任期は、支部長の任期と同一とする。

(ブロック及びブロック長)

第 16 条 支部長は、第 2 条の目的達成のため、支部会員をブロック別編成とすることができる。

2. 支部長は、各ブロックの支部会員中より、ブロック長を指名委嘱する。

3. ブロック長は、支部長と各ブロック会員の事務の連絡にあたる。

(支部の経費)

第17条 支部の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

第18条 支部の経費は、会則別紙第1第6号の規定による交付金及び寄附金その他の収入をもって支弁する。

第19条 支部長は、支部経費に関する帳簿を備え付け、常にその収入及び支出の状況を明らかにしておかなければならない。

第20条 支部長は、毎会計年度の予算案を作成して、支部総会に提出しなければならない。

2. 支部長は、毎会計年度終了後3カ月以内に、前年度の収入及び支出に関する決算報告書を監事に提出し、次に開かれる支部総会に報告して、その承認を受けなければならない。

(旅費、手当等)

第21条 支部役員の旅費、手当等は、支部役員会の定めるところによる。

(その他)

第22条 この規則に定めるほか、支部の組織・事業その他支部の目的達成に必要な場合は支部細則を定めることができる。

2. 前項の支部細則は、支部役員会の決議を経て支部長が定める。

3. この支部規則において定めのないもので、支部運営上必要な事項は、会則の規定を準用する。

## 附 則

1 この支部規則は、会則第60条第2項の規定により、愛媛県土地家屋調査士会の会長の承認を得た日より施行する。

2 従前の支部規則は、この支部規則の承認の日よりこれを廃止する。

## 附 則

1 この支部規則は、会則第71条第2項の規定により、愛媛県土地家屋調査士会の会長の承認を得た日より施行する。